

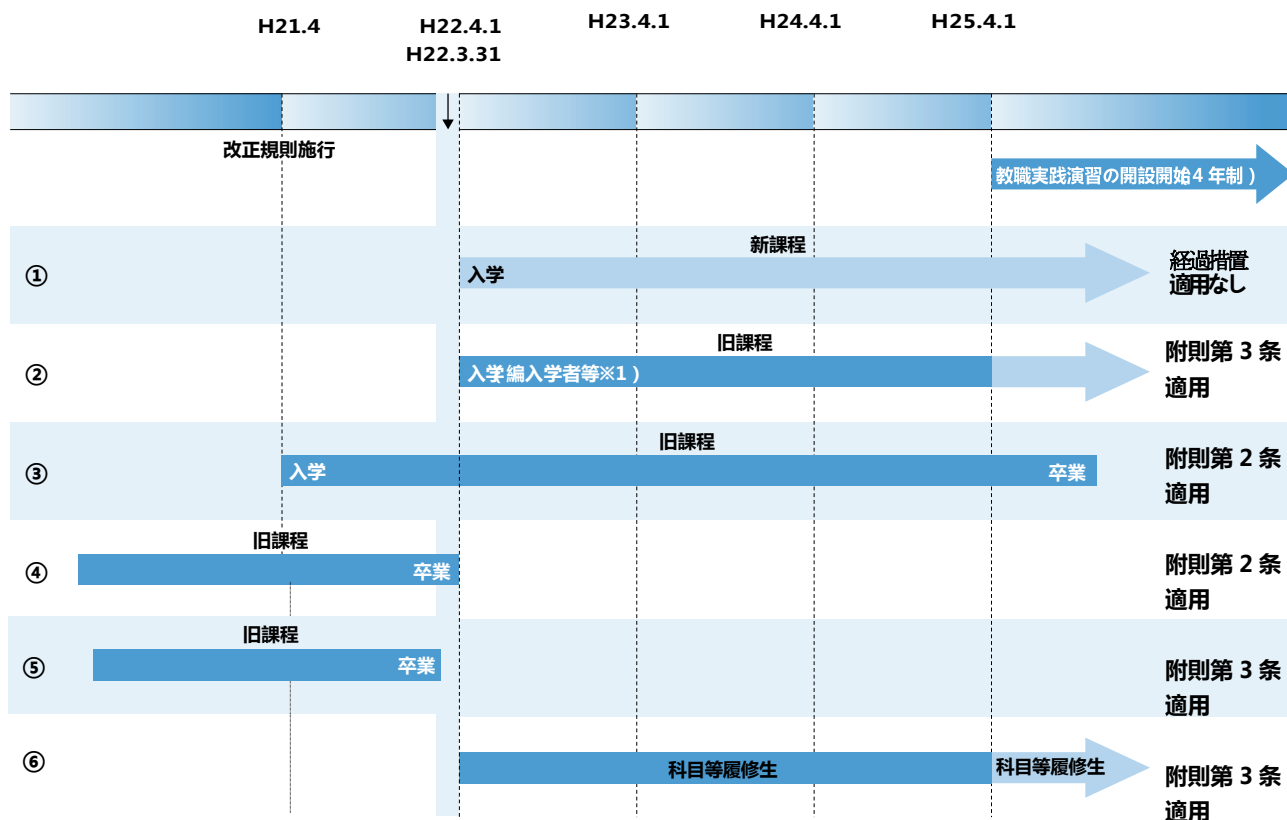
教職実践演習の新設に伴う経過措置について

平成 21 年 4 月 1 日の教育職員免許法施行規則の改正により、従来、教員免許取得のための「教職に関する科目」であった「総合演習」に代わり、「教職実践演習」の修得が必要となっています。

これにより、平成 22 年 4 月 1 日以降の入学生からは新課程が適用され、「教職実践演習」の修得が必要となりますが、平成 22 年 3 月 31 日以前の入学生については以下の通り経過措置が置かれています。

以下、これまでの学籍等により、経過措置が教育職員免許法施行規則附則に定められていますので、該当する方は、ご確認の上、よく理解をして単位の修得をするようにしてください。

なお、本学(通信教育課程)では、平成 24 年度(平成 25 年 3 月 31 日)で「教職総合演習」が閉講となり、平成 25 年度からは「教職実践演習」が開講されています。



免許取得の際に修得すべき単位 (②～⑥については附則を適用せず教職実践演習の修得でも可)			適用される条項
①H22 年度以降入学生 (②を除く)	新課程	教職実践演習	
②H22 年度以降入学生 (編入学者等※1 の場合)	旧課程	総合演習H25.3.31 まで※2 教職実践演習H25.4.1 から)	附則第 3 条
③H22.3.31 時点在学生 H22 年度以降も在籍	旧課程	総合演習卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要※3	附則第 2 条
④H21 年度以前に入学 H22.3.31 卒業	旧課程	総合演習卒業までの間に教職に関する科目の最低修得単位数の修得が必要※3	附則第 2 条
⑤H22.3.30 以前卒業生	旧課程	総合演習	附則第 3 条
⑥H22 年度以降科目等履修	旧課程	総合演習H25.3.31 まで※2 教職実践演習(H25.4.1 から)	附則第 3 条

※1 編入学者等とは、学校教育法第 88 条により課程認定大学に入学の際、大学の修業年限に通算された者、編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指定教員養成機関におけるこれらに相当する者

※2 附則第 3 条適用者は、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得していれば、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

※3 附則第 2 条適用者は、卒業までに旧規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たしていれば、新規規則の教職に関する科目の最低修得単位数を満たした者とみなされる。

適用される経過措置について

「平成 22 年 4 月 1 日以降課程認定大学に入学した学生」については、新規則が適用されるため免許状取得のためには教職 実践演習の単位の修得が必要となります(図①のケース)。

ただし、「平成 22 年 4 月 1 日以降に課程認定大学に入学した者」であっても、平成 25 年 3 月 31 日以前に編入学をした者等 については、平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得していれば、教職実践演習の単位を修得する 必要はありません

(図②のケース)。また、「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」は、卒業までに旧規則の「教 職に関する科目」の最低修得単位数を満たしていれば、新規則の「教職に関する科目」の最低修得単位数を満たした者 とみなされ、平成 25 年 3 月 31 日を過ぎた場合であっても、卒業までの間に「総合演習」の単位を修得すれば免許状取 得の為の要件を満たすこととなります(図③のケース)。「平成 22 年 3 月 31 日現在課程認定大学に在学しており、平成 22 年 4 月 1 日以降、転学部・転学 科を行った学生」も、転学部等を行う前の在籍学科が課程認定を受けているか否かにか かわらず、卒業までの間に「総合 演習」の単位を修得すれば免許状取得の為の要件を満たすこととなります。

なお、「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」には、「平成 22 年 3 月 31 日付けで課程認定大 学を卒業する者」も含まれます(図④のケース)。ただし、その場合に卒業時点で「教職に関する科目」に未修得単位があ り、卒業後の平成 22 年 4 月 1 日以降平成 25 年 3 月 31 日までに科目等履修生として不足する単位を履修する場合に は、「総合演習」の単位を修得していれば、「教職実践演習」の単位を修得することを要しません(図⑥のケース)。

「平成 22 年 3 月 31 日現在で課程認定大学に在学している者」で、「教職に関する科目」の最低修得単位数を満たさ ずに卒業等で学籍を失い、あらためて平成 25 年 4 月 1 日以降に不足単位を修得するために入学等をし直す場合は、 「教職実践演習」の修得が必要となります。

注意事項

◎「教職実践演習」の履修には、「教職に関する科目」「教科に関する科目」についての「教職履修カルテ」が必要にな ります。本学(通信教育課程)では、過去の在籍等で修得された科目であっても、「教職履修カルテ」を提出できない場 合は、再 度、履修をしていただくこととなりますので、ご注意ください。

◎本学(通信教育課程)では、「教職実践演習」は「教育実習」が終了し、「教職履修カルテ」を作成・提出していること が履修の条件となります。

<参考条文>

○教育職員免許法施行規則

附 則(平成二〇年十一月二日 文部科学省令第三四号)抄

(施行期日) 第一条この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十二年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学 (次条において「課程認定大学」という。)の課程又は同法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、同法別 表第一備 考第二号の三及び第三号に規定する教員養成機関若しくは同法別表第二の二備考第二号に規定する栄 養教諭の教員養 成機関(次条において「指定教員養成機関」という。)の課程に在学している者で、これらを卒業 するまでに、この省令による 改正前の教育職員免許法施行規則(次条において「旧規則」という。)第六条第一項、 第十条又は第十条の四の表に規定 する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令に よる改正後の教育職員免許法施行規則 (以下「新規則」という。)第六条第一項、第十条又は第十条の四の表に 規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修 得した者とみなす。

第三条 平成二十二年四月一日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者(課程認定大学に入学した者 であって、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該 大学の修 業年限に通算された者、同法第八十八条第七項、第二百二十二条又は第三百二十二条の規定により課程認定 大学に編入学し た者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算され た者及び大学を卒業し た後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者並びに指 定教員養成機関におけるこ れらに相当する者を除く。)以外の者であって、平成二十五年三月三十一日までに、旧 規則第六条第一項の表第五欄、第 十条の表第五欄又は第十条の四の表第五欄に規定する総合演習の単位を修得 した者は、新規則第六条第一項、第十条 又は第十条の四の規定にかかわらず、新規則第六条第一項の表第六欄、 第十条の表第六欄又は第十条の四の表第六欄 に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。